

林地開発許可制度、 その他森づくり課が所管する法令について

環境農林水産部 みどり推進室 森づくり課

森づくり課所管法令

1. 林地開発許可制度
2. 自然環境の保全と回復に関する協定制度
3. 自然公園特別地域内行為許可制度
4. 近郊緑地保全区域内行為届出制度

1. 林地開発許可制度

森林は、水源のかん養、災害の防止、環境の保全といった公益的機能を有しており、森林の開発に当たっては、森林の有するこれらの機能を阻害しないように、適正に行う必要がある。

このことから、森林区域内での無秩序な開発を制限し、その土地の適切な利用を確保するために林地開発許可制度を設けている。

根拠法令：森林法

第10条の2(開発行為の許可)

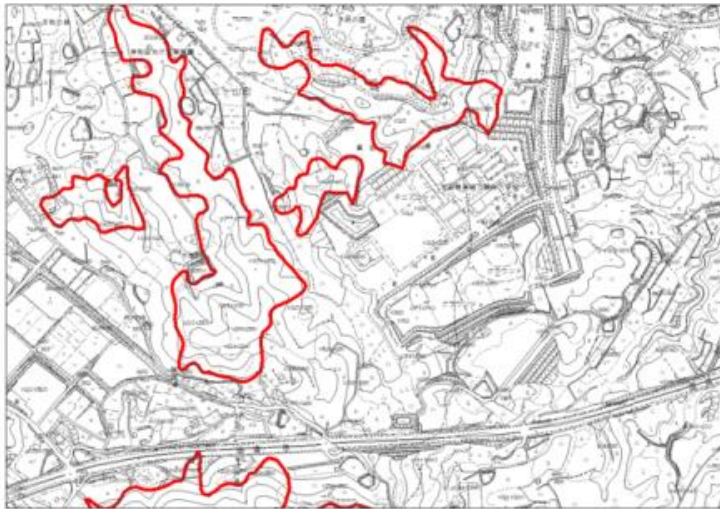
地域森林計画の対象となっている民有林において、開発行為(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、政令で定める規模を超えるもの)をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

○対象となる区域

地域森林計画対象民有林(53,838ha)

(森林法第5条「大阪地域森林計画」の対象となる民有林)

注意：区域指定です。不動産登記上の地目は関係ありません。



- 地域森林計画対象民有林(森林区域)図は、大阪府(森づくり課、各農と緑の総合事務所)及び該当地域の市町村農林関係窓口で閲覧が可能です。
- 地図情報提供システム(大阪府建設CALS)でも、1/5000縮尺で森林区域の確認ができます。

○対象となる行為・規模

1. 専ら道路の新設又は改築を目的とする行為に係る森林区域の面積が1ヘクタールを超え、かつ、道路の幅員3メートル
2. 太陽光発電設備の設置を目的とする行為に係る森林区域の面積が0.5ヘクタールを超えるもの
3. 1及び2に掲げる行為以外で、係る森林区域の面積が1ヘクタールを超えるもの

※ 1ヘクタール = 10,000 m²



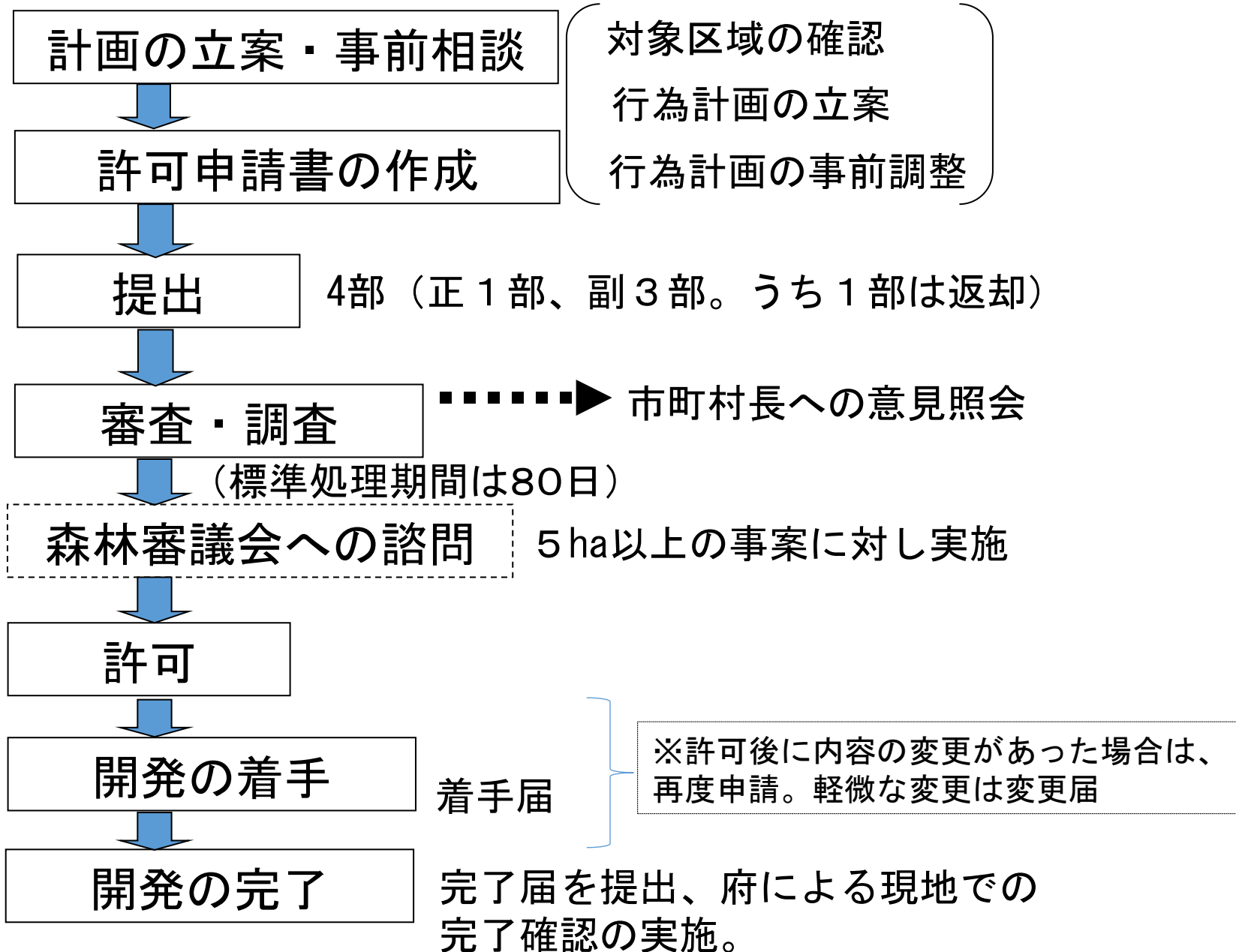
知事の許可が必要(森林法第10条の2)

※次のようなケースも林地開発許可が必要です。

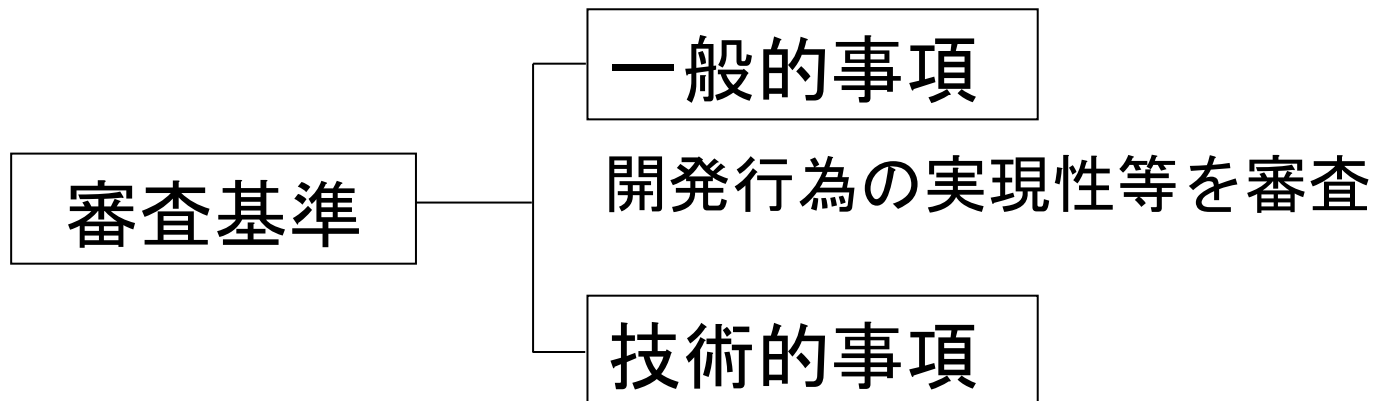
- ・何人かの森林所有者が共同で対象規模の開発を行う場合
- ・何回かに分けて少しずつ開発し合計面積が対象規模となる場合

◎ 林地開発対象規模以下の開発行為や、皆伐、択抜、間伐等の通常的林業行為の伐採については、許可は不要ですが、行為地のある市町村長へ森林法第10条の8の規定に基づく「伐採及び伐採後の造林の届出書(伐採届)」を提出する必要があります。詳しくは、各市町村担当課までお問い合わせください。

○許可までの流れ



○審査基準



○以下の基準に適合するかを審査

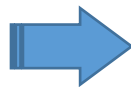
- ①災害防止の基準
- ②水害防止の基準
- ③水源涵^{かん}養の基準
- ④環境保全の基準

○基準に適合していれば、許可

審査基準

技術的事項

① 災害防止の基準



周辺に土砂の流出や崩壊などの災害を
起こさないかどうか。

現地形に沿った開発

土砂移動量が必要最小限

造成される法面の勾配、小段、排水施設

擁壁設置、法面崩壊防止措置

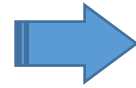
雨水による法面の侵食を防止する措置

えん堤、洪水調整池、落石防止柵等の設置

残置森林等の配置

が適切であること。

② 水害防止の基準



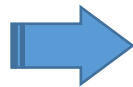
周辺の下流域に水害を起こさないかどうか。

開発行為によって、開発前より増加する最大ピーク流量を安全に流下させるための洪水調節池等の設置が適切であること。

||

開発行為によって、下流で水害が発生しないこと。

③ 水源^{かん}涵養の基準



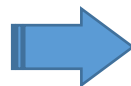
周辺地域の水量、水質に影響を起こさないかどうか。

周辺地域の水利用の実態から必要な水量を確保するための貯水池、水路の設置が適切であること。

土砂流出により水質が悪化する場合は、沈砂池の設置、残置森林等の配置等が適切であること。

技術的事項

④環境保全の基準



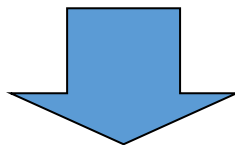
周辺の環境や景観を悪化させないかどうか。

相当面積の残置森林 又は 造成森林が適切に確保されること。

※ 森林等を現況のまま保全することを原則とし、やむを得ない場合に限り、造成森林等でも可とする。

その他

騒音、粉じんなどの影響の緩和が必要な場合
主要道路からの景観を維持する必要がある場合



開発によって発生する法面を極力縮小させる
周辺の適切な箇所に残置森林等を配置すること。

審査基準（「技術的事項の細目」第1）

| 開発行為の目的 | 事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合 | 森林の配置等 |
|------------------------------|-----------------------------------|---|
| 道路の新築又は改築 | — | 法面は極力造成森林とする。 |
| 別荘地の造成 | 残置森林率はおおむね60%以上 | 周辺部に幅30m以上の森林 |
| ゴルフ場の造成 | 森林率はおおむね50%以上 (残置森林率おおむね40%以上) | 周辺部及びホール間に幅30m以上の森林（残置森林は幅20m以上） |
| 宿泊施設、レジャー施設の設置 | 森林率はおおむね50%以上 (残置森林おおむね40%以上) | 周辺部に幅30m以上の森林 レジャー施設1箇所面積5ha以下 |
| 工場、事業場の設置 | 森林率はおおむね25%以上 | 周辺部に幅30m以上の森林 (かかる森林面積が20ha以上の場合) |
| 太陽光発電施設の設置 | 森林率はおおむね25%以上 (残置森林おおむね15%以上) | 規模に応じて周辺部に幅15m～30m以上の森林（かかる森林面積が5ha以上の場合） |
| 住宅団地の造成 | 森林率はおおむね20%以上 (公園などの緑地を含む。) | 周辺部に幅30m以上の森林 (かかる森林面積が20ha以上の場合) |
| 土石等の採掘 (残土処分、廃棄物の埋立処分を含む) | | 周辺部に幅30m以上の森林 跡地は緑化及び植栽、法面は緑化、 小段平坦部は植栽 |

森林率

=

残置森林と造成森林の面積の合計

事業区域内の森林の面積

※森林率は、若齢林（15年生以下の森林）を含めて算定する。

残置森林率

=

開発前のまま残置する森林の面積

事業区域内の森林の面積

※残置森林率は、残置する森林から若齢林を除いて算定する。

植栽方法等

- ・ 造成森林については、必要に応じて表土の復元、客土等の措置を講じる。
- ・ 地域の自然的条件に適した樹高1 m以上の高木性樹木を、下表を標準に均等に分布するように植栽する。

| 樹 高 | 植栽本数(1haあたり) |
|-------|--------------|
| 1メートル | 2,000本 |
| 2メートル | 1,500本 |
| 3メートル | 1,000本 |

工法等

○切土盛土等に関する事項

一般

- ・切土は、階段状に行うなど法面の安定を確保
- ・盛土は、十分 締固めが行われること
- ・土石の落下による斜面荒廃防止のための柵工などの措置 等

切土

- ・切土高が10mを超える場合高さ5m～10m毎に小段を設置、必要に応じて排水施設を設置するなどの崩壊防止措置
- ・滑りやすい土質の層がある場合の杭打ちその他の措置 等

盛土

- ・盛土高が1.5mを超える場合、勾配35度以下であること
- ・盛土高が5mを超える場合、高さ5m毎に小段を設置、必要に応じて排水施設を設置するなどの崩壊防止措置 等

捨土

- ・土捨場の設置、土砂の流出防止措置 等

○擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置

- 切土盛土等を行った後の法面が、基準による安定勾配を確保できない場合又は開発行為により生じる法面が、人家、学校、道路等と近接している場合に擁壁の設置等を行うものとする。
- ただし、土質試験等に基づく安定計算の結果、擁壁の設置が不要と認められる場合又は土質・岩質、法高及び法面勾配の関係からみて擁壁の設置が不要と認められる場合を除く。



擁壁の構造

- 土圧、水圧及び自重（土圧等）によって破壊されないこと
- 土圧等によって転倒しないこと（安全率は1.5以上）
- 土圧等によって滑動しないこと（安全率は1.5以上）
- 土圧等によって沈下しないこと
- 裏面の排水を良くするための適正な水抜き穴の設置

○法面保護の措置

- 切土盛土等を行った後の法面が、雨水、溪流等により侵食されるおそれがある場合に、法面保護の措置を行う。
- 原則として植生による保護の措置を講じる。

（工種）

| | |
|---|----------------|
| { | 実播工（直接、種をまく） |
| | 伏工（張り芝、植生ネット工） |
| | 筋工（表面水の分散を図る） |
| | 植栽工（樹木を植栽する） |

- 植生による保護が適さない場合又は植生による保護だけでは法面の侵食を防止できない場合は、人工材料による適切な保護を図る。（吹付、張、法枠、柵、網工等）
- 工種は、土質、気象条件等を考慮して決定し、適期に施工されるものとする。

○えん堤等の設置

- 開発行為に伴い相当量の土砂が流出し、下流地域に災害が発生するおそれがある場合には、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等を設置する。

※「えん堤等」とは、開発行為の区域から流出する土砂を防止し、又は貯留する施設であって、ダム工（コンクリート、ブロック、フトン籠等）、沈砂池等をいう。

- えん堤等の容量は、開発行為に係る土地の区域からの流出土砂量を貯蔵し得るものであること
- えん堤等の設置箇所は、極力土砂の流出地点に近接した位置であること
- えん堤等の構造は、「治山技術基準」によるものであること

○落石防止柵等の設置

審査基準（「技術的事項の細目」第4）

水理計算

排水施設

開発区域内の雨水などを適切に排水するための排水施設を検討

- ・ 排水施設の断面が、算出された計画流量の排水が可能となるよう余裕をもって定められていること
- ・ 目的及び必要性に応じた堅固で耐久性のある構造であること 等

洪水調節池等

開発により増加する流量を、一時貯留して、下流に被害が発生しないように放流量を調節するための施設を検討

- ・ 洪水調節容量は、下流河川の流下能力を考慮の上、開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること
- ・ 地形、地質等に応じて必要な堆砂量が見込まれていること 等

○監督処分・罰則（開発行為関係）

監督処分（法第10条の3）

- 許可条件の違反、無許可での開発行為などがあった場合、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、その行為者に対して、知事は開発行為の中止や復旧を命じることができる。

罰則（法第206条第1号、第2号、第212条）

- 法第10条の2第1項の規定に違反し開発行為をした者、又は法第10条の3の規定による命令に違反した者は、3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金に処されることがある。
- 法人の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、従業員が、その法人の業務又は財産に関し、違反行為をしたときは、その法人又は人に対して罰金刑を科されることがある。

2. 自然環境の保全と回復に関する協定制度

森林、草原、田畑、河川や湖沼などの自然環境は、健康で文化的な生活を確保する上で重要な意味がある。

開発行為による自然環境の急激な変化を和らげるため、緑地の確保を基本とする協定を事業者と知事の間で締結する制度を設けている。

根拠法令：大阪府自然環境保全条例

第28条（自然環境の保全と回復に関する協定）

ゴルフ場の建設その他の自然環境に影響を及ぼす行為で規則で定めるものをしようとする者は、自然環境の保全と回復に関する協定を知事と締結しなければならない。

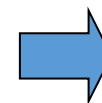
○対象となる行為・規模

2. 自然環境の保全と回復に関する協定制度

自然環境に影響を及ぼす行為

「自然地（農地を含む木竹、花卉、草葉類の生育地及び河川、沼、池、湖、海岸であることが確認できるもの）」の改変を伴う以下の行為

- ①ゴルフ場の建設
- ②住宅地の造成
- ③事務所又は事業所の敷地造成
- ④レクリエーション施設の敷地造成
- ⑤墓地の造成
- ⑥業として行う廃棄物の埋立処分
(事業者が自ら行う廃棄物の埋立処分を含む。)
- ⑦業として行う土石の採取



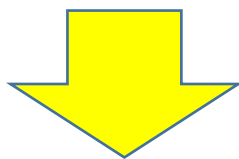
知事との協定が必要

ただし①から⑤は1ヘクタール以上に限る

○対象となる区域

条例制定時において「自然地」であった場所

「自然地」であるかは、現況の植生等の状況ではなく、昭和50年当時の航空写真と過去からの開発経緯を踏まえて判定する。

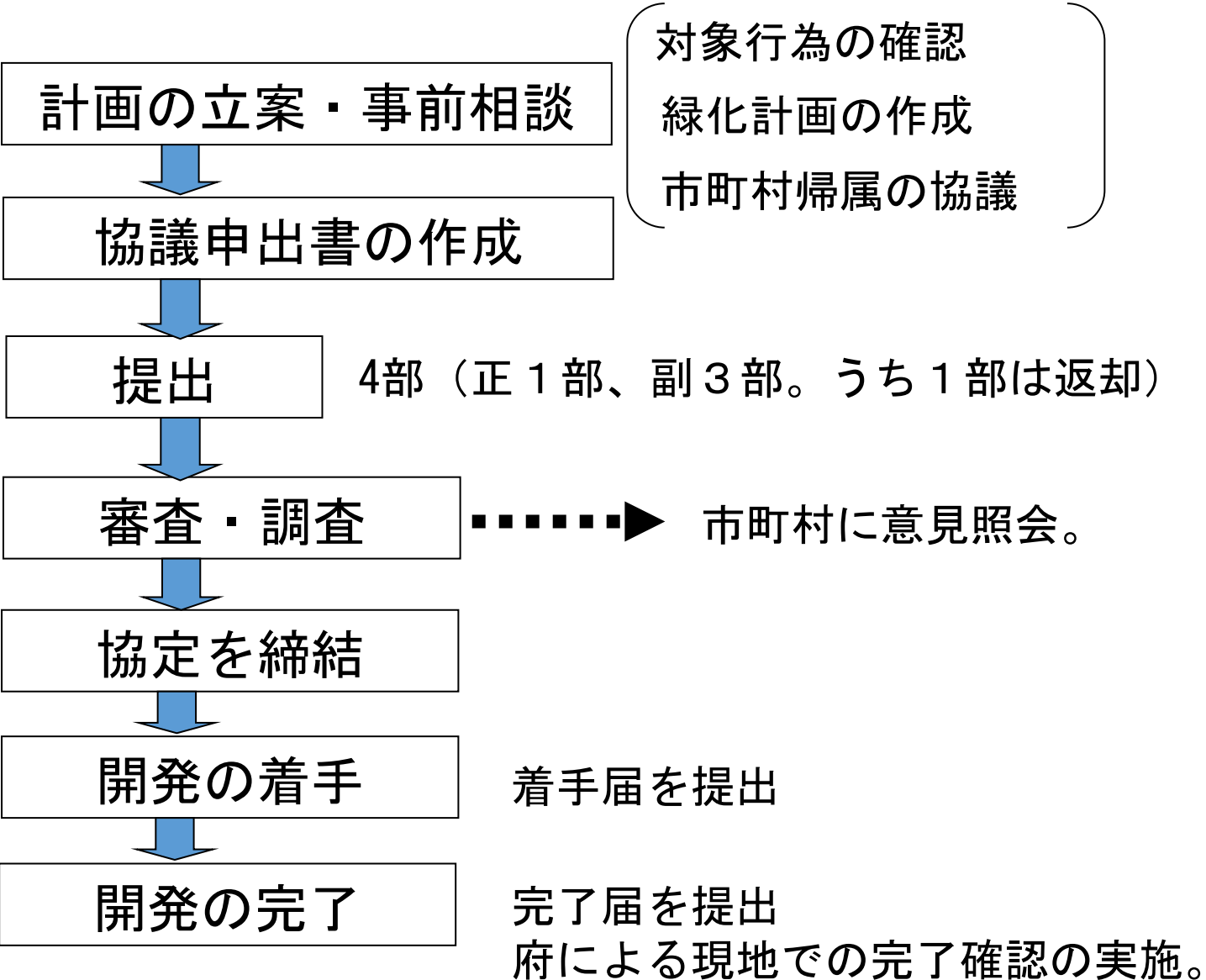


個別に確認

大阪府(各農と緑の総合事務所)にお問い合わせください。

※開発行為を行おうとする区域に既に協定を締結している区域が含まれる場合には締結している協定の変更等の手続きが必要です。

○協定締結までの流れ



○協定基準

協定基準

共通基準

- ・地形に応じた造成、防災措置、表土の保存
- ・法面勾配の緩和、法高の抑制、緑化
- ・良好な植生の保存、利用
- ・郷土種や野鳥の食餌樹木の使用
- ・周囲の自然環境との調和
- ・看板、境界杭の設置

等

行為別基準

- ・一定割合の樹林地等による緑地面積の確保
- ・協定緑地の適切な保全、維持管理

等

○協定基準

協定緑地の確保

- ・ 行為の区分に応じて、
一定の割合の緑地面積の確保

| 行為の区分 | 協定緑地の面積基準 | 配置など |
|------------------|---|---------------------------------------|
| ①ゴルフ場の建設 | 65%以上の樹林地(うち現況保存緑地40%以上)等 ※20ha未満では50%以上 | 周辺・コース間におおむね30m以上の樹林地等(うち現況保存緑地20m以上) |
| ②住宅地の造成 | 6%以上の樹林地等 ※市街化区域以外では15%以上 例)地区計画制度による開発 | 公園面積の30%以上が樹林地等 |
| ③事業所等の敷地造成 | 工場は20%以上の樹林地等 工場以外は住宅地と同じ | |
| ④レクリエーション施設の敷地造成 | 25%以上の樹林地等 | 現存の植生を極力保存 |
| ⑤墓地の造成 | 30%以上の樹林地等 | 樹林地を外縁部に配置 |
| ⑥業として行う廃棄物の埋立処分 | | 跡地は全面緑化回復 |
| ⑦業として行う土石の採取 | 周辺に幅5m(10m)の樹林地 | 跡地は全面緑化回復 |

○関係ホームページ

各制度の概要資料や審査基準等については、下記のホームページで確認できます。

1. 林地開発許可制度

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120040/midori/midori/rinpatsu.html>

2. 自然環境の保全と回復に関する協定制制度

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120040/midori/midori/kyoutei.html>

3. 自然公園特別地域内行為許可制度

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120040/midori/midori/shizenkouen.html>

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120040/midori/midori/furitushizenkouen.html>

4. 近郊緑地保全区域内行為届出制度

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120040/midori/midori/kinryoku.html>